

## 議第二百二十三号

### 岐阜産業会館運営管理協議会規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、岐阜産業会館運営管理協議会規約を次のとおり変更するものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜産業会館運営管理協議会規約の一部を改正する規約

岐阜産業会館運営管理協議会規約の一部を次のように改正する。

第一条中「岐阜産業会館（」の下に「岐阜市六条南二丁目十一番一から十一番六までに所在する土地、建物その他の財産をいう。」を加える。

第四条中「の各号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「及び使用料徴収の委託」を削り、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とする。

第五条中「岐阜産業会館内」を「岐阜市六条南二丁目十一番六号」に改める。

第十八条の見出し中「又は公の施設の設置、管理及び廃止」を削り、同条第一項中「又は公の施設」を削り、「若しくは処分し、又は設置し、若しくは廃止する」を「又は処分する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「又は公の施設」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和三年四月一日から施行する。

### 提 案 説 明

岐阜産業会館の廃止に伴い、協議会の設置目的を変更するため、岐阜産業会館運営管理協議会規約を変更しようとする。